

# くらしの法律救急箱

## 第60回 音信不通の相続人がいるときの対処法

Q1

母は既に他界しており、最近父が亡くなりました。父名義の不動産と預貯金があり、遺言書はありませんでした。2人兄弟ですので、本来は2人で相続の話し合いをすることになると思いますが、兄は音信不通で居所も分かりません。このような場合、私だけで相続の手続を進めることはできるのでしょうか。

A1

遺産分割協議は、相続人全員で行う必要があるため、このままでは相続手続を進めることはできません。

Q2

それでは、どのように手続を進めていけばよいのでしょうか。

A2

まずは、兄の戸籍から住所の把握を試みます。兄の本籍地は、父の戸籍からたどることができます。兄の本籍地のある自治体に戸籍の附票（住所の履歴の記録）を発行してもらえば、現在住民票を置いている場所が分かります。その住所宛に手紙を送ったり訪問したりして、接触を試みることとなります。

ただし、親族であっても、戸籍謄本を取ることは簡単ではありません。自分の親や子（直系尊属）については、委任状なしに戸籍謄本を取ることはできますが、それ以外の場合は、対象となる人の委任状が必要とされています。そのため、結局、職務上戸籍を取り寄せることができる専門

家（弁護士・司法書士等）への依頼が必要となる場合が多いでしょう。

Q3

兄の住民票のある住所宛に手紙を送りましたが、「あて所に尋ねあたりません」ということで返送されてきました。行方が分からないのですが、この場合はどうすればよいのでしょうか。

A3

住民票のあるところに住んでおらず所在が分からない、いわゆる行方不明の場合もあります。そのような場合は、住民票で確認できる最後の住所地を管轄する家庭裁判所に「不在者財産管理人選任の申立て」をします。不在者の財産管理人とは、行方不明者に代わって財産を管理する管理人のことで、この管理人に遺産分割協議に参加してもらって、相続手続を進めることが可能となります。

Q4

不在者財産管理人選任の申立てにはどのような資料が必要でしょうか。また、どのくらいの費用がかかりますか。

A4

当事者の戸籍謄本や財産目録（父の遺産のほか、兄の個人の財産も分かる範囲で記載します）、財産を証する資料（不動産登記事項証明書や通帳の写しなど）が必要となります。また、居所が不明であることが分かる資料（「あて所尋ねあたらず」と返送されてきた封筒の写しなど）を提出します。



## 弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録 (大阪弁護士会)。  
2006年、小島法律事務所開設。

申立てに際しては、裁判所が指定する予納金を納める必要があります。その金額は、不在者の財産などを考慮して決定されますが、30〜50万円程度を予定しておくのが一般的です。予納金は、不在者の財産管理人に付与される報酬の原資になります。申立ての手続を弁護士に依頼する場合は、別途弁護士費用が必要となります。

**不在者の財産管理人を交えて相続手続を進める手順について教えてください。**

**A5**

まず、申立てから実際に管理人が選任されるまで、1〜3か月を要します。選任後、管理人は不在者のために財産を管理し、財産目録を作成して裁判所へ報告をします。今回のような遺産分割が必要な事案であれば、並行して、他の相続人と進め方・方針について打ち合わせを行うことになるでしょう。兄の権利を不当に制限することはできませんので、特段の事情がない限り、兄に法定相続分相当額を取得させることが必要でしょう。遺産の分け方について合意ができる見通しが立てば、管理人は、裁判所の許可を得て、遺産分割協議を成立させ、遺産分割協議書に調印を行います。相続人はこの遺産分割協議書によって、遺産を取得する手続をとります。

**不在者の財産管理人の職務はいつまで続くのですか。**

**Q6**

例えば、不在者が現れたとき、逆に、その死亡が確認されたとき (失踪宣告がされたときを含む)、さらには不在者の財産がなくなつたときには、終了します。つまり、遺産分割協議が成立したら当然に終わり、というわけではありません。

**失踪宣告とは何ですか。**

**A7**

不在者の生死が7年以上明らかでないとき (普通失踪) には家庭裁判所は申立てにより、失踪宣告をすることができ、この場合、不在者は法律上死亡したものとみなされます。そのため、今度は、不在者について相続が発生することになります。

**相続人の中に行方不明者がいると、手続が面倒で、費用もかかることがわかりました。このような事態を避けるための対処法はありますか。**

**A8**

自分の相続が発生した場合に備えた生前の対策としては、行方不明の子には財産を相続させない内容の遺言を作成しておくことをお勧めします。また、預貯金の解約などの手続も不要で済むようその他の内容も工夫しておけば、他の相続人が面倒に巻き込まれることもなくなるでしょう。

**A6**

**Q7**

**Q8**